

独立行政法人統計センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

総務省独立行政法人評価委員会の業績評価の結果に応じ、理事長が役員報酬を増額し、又は減額することができることとしているが、平成22年度においては、国家公務員の給与改定を踏まえた役員報酬の改定を平成22年4月及び12月より実施した。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・地域手当の支給割合を俸給月額17%から18%へ引き上げた。(4月期適用)
- ・俸給月額を991,000円以内から989,000円以内へ引き下げた。(12月期適用)
- ・期末特別手当の年間支給月数を3.0月から2.85月へ引き下げた。(12月期適用)

理事

- ・地域手当の支給割合を俸給月額17%から18%へ引き上げた。(4月期適用)
- ・俸給月額を782,000円以内から780,000円以内へ引き下げた。(12月期適用)
- ・期末特別手当の年間支給月数を3.0月から2.85月へ引き下げた。(12月期適用)

理事(非常勤)

- ・非常勤役員手当の日額を35,200円から35,100円に引き下げた。(12月期適用)

監事(非常勤)

- ・非常勤役員手当の日額を35,200円から35,100円に引き下げた。(12月期適用)
(平成18年4月1日の俸給切替に伴う経過措置の日額を37,700円から37,600円に引き下げた。)

2 役員の報酬等の支給状況

| 役名 | 平22年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | | 前職 |
|--------------|---------------|--------------|-------------|----------------------------------|----------|-------|----|
| | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | 就任 | 退任 | | |
| 法人の長 | 千円 18,785 | 千円 11,884 | 千円 4,667 | 千円 2,139 (地域手当) 94 (通勤手当) | | | * |
| A理事 | 千円 14,875 | 千円 9,376 | 千円 3,682 | 千円 1,687 (地域手当) 128 (通勤手当) | | 3月31日 | |
| B理事 | 千円 5,027 | 千円 2,807 | 千円 1,714 | 千円 505 (地域手当) - (通勤手当) | | 7月26日 | ◇ |
| C理事 | 千円 9,588 | 千円 6,390 | 千円 1,873 | 千円 1,150 (地域手当) 174 (通勤手当) | 7月27日 | | ◇ |
| D理事 (非常勤) | 千円 2,004 | 千円 2,004 | 千円 - | 千円 - | | | |
| A監事 (非常勤) | 千円 2,824 | 千円 2,824 | 千円 - | 千円 - | | 3月31日 | |
| B監事 (非常勤) | 千円 1,054 | 千円 1,054 | 千円 - | 千円 - | | 3月31日 | * |

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:端数処理の関係上、総額と内訳が一致しない場合がある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分 | 支給額(総額) | 法人での在職期間 | 退職年月日 | 業績勘案率 | 摘要 | 前職 |
|--------------|--------------|----------|----------------------|-------|--|----|
| 法人の長 | 千円 10,045 | 年 6 | 月 4 平成21年7月31日 | 1.0 | 役員退職手当支給規程に基づき、総務省独立行政法人評価委員会が決定した業績勘案率を乗じた額を支給した | * |
| 理事A | 千円 - | 年 4 | 月 0 平成23年3月31日 | - | 総務省独立行政法人評価委員会において、業績勘案率が決定された後に支給 | |
| 理事B | 千円 - | 年 1 | 月 1 平成22年7月26日 | - | 引き続き国家公務員となったため、退職手当支給なし(独立行政法人統計センター役員退職手当支給規程第6条の2第5項適用) | ◇ |
| 理事A (非常勤) | 千円 | 年 | 月 | | 支給対象外 | |
| 監事A (非常勤) | 千円 | 年 | 月 | | 支給対象外 | |
| 監事B (非常勤) | 千円 | 年 | 月 | | 支給対象外 | * |

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員と同様に、職務の複雑、困難及び責任の度等に基づき俸給表に定める職務の級に格付し管理するとともに、中期計画に沿って業務の効率化を図り、職員の弾力的かつ効率的な配置を行うこと等により、職員数及び人件費の適正な管理を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等を考慮し、特定独立行政法人として適正な給与水準を定める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法については、昇給制度及び勤勉手当の趣旨に則り、人事評価制度の業績評価等を踏まえつつ職員の勤務成績がより一層的確に反映されるように運用する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

| 給与種目 | 制度の内容 |
|--------------|--|
| 俸給：昇給 | 昇給の区分を5段階(A～E)設け、職員の勤務成績が適切に反映される昇給を実施。 |
| 賞与：勤勉手当(査定分) | 直近の業績評価の結果を踏まえつつ職員の勤務成績に応じ、135/100(特定幹部職員にあっては175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し支給。 |

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員の給与改定を踏まえた職員給与の改定を平成22年4月及び12月より実施した。
- ・地域手当の支給割合を俸給月額等の17%から18%へ引き上げた(4月期適用)
 - ・月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は175)に引き上げた(4月期適用)
 - ・俸給表の改正(中高年齢層(40歳台以上)が受ける俸給月額を引き下げた)(平均改定率 Δ 0.1%)(12月期適用)
 - ・平成18年4月1日の俸給切替に伴う経過措置の改正(減額率99.76から99.59へ引き下げた Δ 0.17%)(12月期適用)
 - ・当分の間、55歳を超える職員(事務職俸給表6級以上の職員に限る)については、次の措置とした(12月期適用)
 - ・俸給月額の支給額を引き下げた(Δ 1.5%)
 - ・平成18年4月1日の俸給切替に伴う経過措置の差額を引き下げた(Δ 1.5%)
 - ・俸給月額を算定の基礎とする地域手当、期末手当、勤勉手当及び職責手当(区分がⅠ種からⅢ種に限る)を引き下げた(Δ 1.5%)
 - ・期末・勤勉手当の年間支給月数を4.15月分から3.95月分へ引き下げた(12月期適用)
- 等

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 平22年度の年間給与額(平均) | | | |
|-------|----------|-----------|-----------------|-------------|-----------|-------------|
| | | | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | | うち通勤手当 | | |
| 常勤職員 | 人 597 | 歳 42.0 | 千円 6,082 | 千円 4,595 | 千円 210 | 千円 1,487 |
| 事務・技術 | 人 593 | 歳 42.0 | 千円 6,084 | 千円 4,595 | 千円 210 | 千円 1,489 |
| 技能職種 | 人 4 | 歳 47.8 | 千円 5,705 | 千円 4,429 | 千円 231 | 千円 1,276 |

| | | | | | | |
|-------|---------|-----------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| 再任用職員 | 人 11 | 歳 62.2 | 千円 4,694 | 千円 3,997 | 千円 179 | 千円 697 |
| 事務・技術 | 人 11 | 歳 62.2 | 千円 4,694 | 千円 3,997 | 千円 179 | 千円 697 |

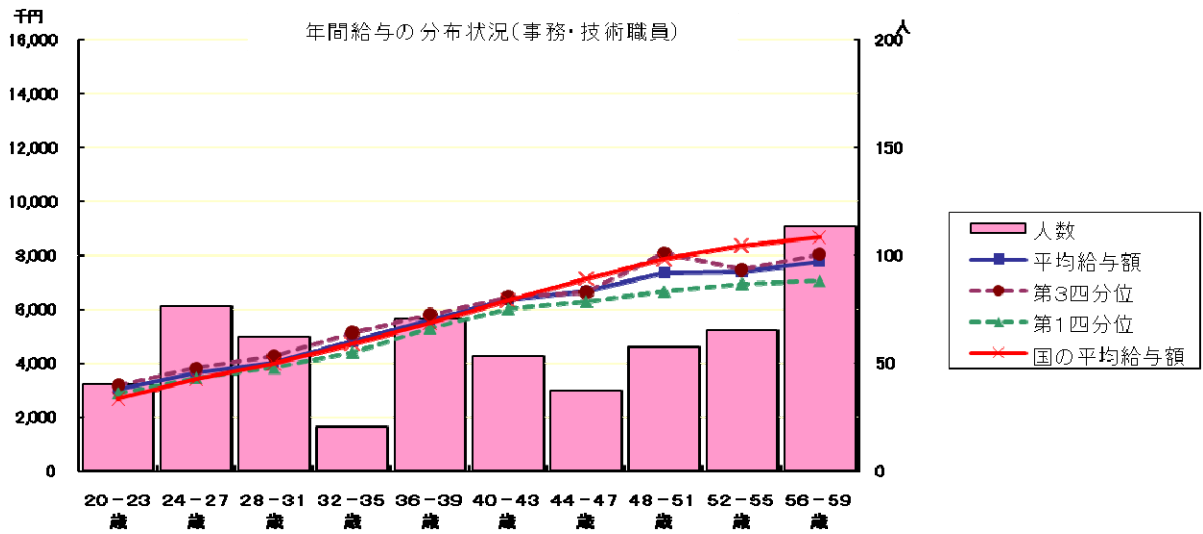
| | | | | | | |
|-------|---------|-----------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| 非常勤職員 | 人 78 | 歳 45.7 | 千円 2,309 | 千円 2,172 | 千円 204 | 千円 137 |
| 事務・技術 | 人 78 | 歳 45.7 | 千円 2,309 | 千円 2,172 | 千円 204 | 千円 137 |

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「在外職員」及び「任期付職員」については該当する職員がないため表を記載していない。

注3:「研究職種」、「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)及び「教育職種(高等専門学校教員)」については該当する職員がないため欄を記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | 平均 | 四分位 |
|-------------|-----|------|-------|--------|--------|
| | | | 第1分位 | | 第3分位 |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 代表的職位 | | | | | |
| ・本部部長 | 3 | 59.2 | - | 10,985 | - |
| ・本部課長 | 15 | 55.9 | 8,850 | 9,683 | 10,457 |
| ・本部課長補佐 | 85 | 54.5 | 7,644 | 8,032 | 8,481 |
| ・本部係長 | 306 | 46.7 | 5,842 | 6,380 | 7,005 |
| ・本部係員 | 184 | 27.0 | 3,284 | 3,641 | 3,968 |

注:本部部長については、該当者が3名のため、第1・第3分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員)

| 区分 | 計 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 |
|----------------|-----|---------------|--------------|--------------|---------------|----------------|----------------|---------------|----------------|
| 標準的な職位 | | 部長・課長 | 課長 | 課長代理 | 課長代理 | 係長 | 係長 | 係員 | 係員 |
| 人員(割合) | 593 | 5 (0.8%) | 8 (1.3%) | 21 (3.5%) | 69 (11.6%) | 136 (22.9%) | 170 (28.7%) | 82 (13.8%) | 102 (17.2%) |
| 年齢(最高～最低) | | 59～40 | 59～53 | 59～50 | 59～41 | 59～38 | 57～30 | 40～26 | 31～20 |
| 所定内給与年額(最高～最低) | | 8,702～7,563 | 7,860～7,014 | 7,139～6,024 | 6,825～5,039 | 6,373～4,477 | 5,115～2,985 | 4,199～2,656 | 3,073～2,032 |
| 年間給与額(最高～最低) | | 11,899～10,323 | 10,577～9,509 | 9,568～8,080 | 9,009～6,856 | 8,559～6,107 | 6,843～3,944 | 5,467～3,540 | 3,930～2,685 |

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|----------|---------------------|----------------|----------------|----------------|
| 管理 職員 | 一律支給分(期末相当) | % 58.2 | % 60.7 | % 59.5 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 41.8 | % 39.3 | % 40.5 |
| | 最高～最低 | % 48.8～33.4 | % 45.7～31.9 | % 47.2～33.4 |
| 一般 職員 | 一律支給分(期末相当) | % 63.2 | % 66.5 | % 64.9 |
| | 査定支給分(勤勉相当) (平均) | % 36.8 | % 33.5 | % 35.1 |
| | 最高～最低 | % 42.4～29.4 | % 39.4～22.9 | % 40.9～26.1 |

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.4

対他法人(事務・技術職員)

90.5

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

| 項目 | 内容 | |
|-------------------------|--|-----------|
| 指数の状況 | 対国家公務員 95.4 | |
| | 参考 | 地域勘案 84.3 |
| | | 学歴勘案 96.9 |
| | 地域・学歴勘案 87.1 | |
| 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由 | <p>【主務大臣の検証結果】 国家公務員より低い水準(対国家公務員指数 95.4)である。</p> | |
| 給与水準の適切性の検証 | <p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 92.7% (国からの財政支出額 9,784百万円、支出予算の総額 10,553百万円: 平成22年度予算)</p> | |
| | <p>【検証結果】 当法人の対国家公務員との比較指数は95.4と国家公務員の給与水準を下回っており、また、地域勘案、学歴勘案、地域・学歴勘案の全ての指数比較においても対国家公務員の指数を下回っていることから、当法人の給与水準は適切であると考え。</p> | |
| | <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算)</p> <p>【検証結果】 -</p> | |
| 講ずる措置 | 今後とも国家公務員に準拠して引き続き適正な給与水準の確保に努める。 | |

Ⅲ 総人件費について

| 区 分 | 当年度 (平成22年度) | 前年度 (平成21年度) | 比較増△減 | | 中期目標期間開始時(平成20年度)からの増△減 | |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------------|----------------|
| 給与、報酬等支給総額 (A) | 千円 5,151,801 | 千円 5,332,912 | 千円 △ 181,111 | (%) (△ 3.4) | 千円 △ 259,387 | (%) (△ 4.8) |
| 退職手当支給額 (B) | 千円 986,820 | 千円 1,280,207 | 千円 △ 293,387 | (%) (△ 22.9) | 千円 △ 52,061 | (%) (△ 5.0) |
| 非常勤役職員等給与 (C) | 千円 696,347 | 千円 392,573 | 千円 303,774 | (%) (77.4) | 千円 450,470 | (%) (183.2) |
| 福利厚生費 (D) | 千円 663,856 | 千円 641,244 | 千円 22,612 | (%) (3.5) | 千円 29,709 | (%) (4.7) |
| 最広義人件費 (A+B+C+D) | 千円 7,498,824 | 千円 7,646,936 | 千円 △ 148,112 | (%) (△ 1.9) | 千円 168,731 | (%) (2.3) |

<注>平成22年度に退職した役員に係る退職手当については、22年度の財務諸表付属明細書には暫定勘案率による金額(4,602千円)を計上しているが、現時点で業務勘案率の決定を受けていないため本表では除外しており、数値が一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額の減額要因 常勤職員の合理化減等によるもの。
- ・最広義人件費の減額要因 主に前年度に比べ定年退職者の減と、常勤職員の合理化減等によるもの。

人件費削減の取組の状況

- ・中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減に準じた人員の削減の取組を行うとともに、業務量及びコストの分析を踏まえ、期末(平成24年度末)の常勤役職員数を前期末(平成19年度末)の94%以下とすること。

現状の給与水準について適切かどうか検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、検証結果及び取組状況について公表すること。

- ・中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減に準じた人員の削減の取組を行い、平成23年度末の常勤役職員数を平成17年度末の常勤役職員数(912人)の92.6%以下にするとともに、業務量及びコストの分析を踏まえ、期末(平成24年度末)の常勤役職員数を前期末(平成19年度末)の94%以下とする。

総人件費改革の取組状況

| 年 度 | 基準年度 (平成17 年度) | 平成18 年度 | 平成19 年度 | 平成20 年度 | 平成21 年度 | 平成22 年度 |
|--------------|----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 人員数 (人) | 912 | 904 | 893 | 869 | 853 | 848 |
| 人員純減率 (%) | | △ 0.9 | △ 2.1 | △ 4.7 | △ 6.5 | △ 7.0 |

【主務大臣の検証結果】

常勤役職員数は、国家公務員の定員の純減目標に準じた削減の取組を実施しており、22年度は、848人(年度目標855人)となり、目標達成に向け着実に改革が進んでいる。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし